

平成 23 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等  
 (産業振興局, 建設局, 都市計画総局, 東灘区, 教育委員会事務局, (財)神戸市都市整備公社)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
<p><b>ア 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</b></p> <p>本工事は、須磨区での老朽化した污水管の改良や取替えを行う工事である。道路を掘削して污水管を取替えた後、掘削の影響範囲を含めて舗装、街渠及び視覚障がい者誘導用ブロックを復旧していた。</p> <p>「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」によれば、道路のバリアフリー化を積極的に推進するため、道路管理者以外の事業者が実施する事業であっても同マニュアルを適用することとしている。</p> <p>しかし、本工事では交差点において視覚障がい者誘導用ブロックを復旧する際に、既設の設置幅のとおり設置したため、同マニュアルに適合していなかった。</p> <p>バリアフリー化の趣旨を十分理解し設計・施工すべきである。</p> <p>(建設局中央水環境センター管理課)                  [No.17 東落合地区他污水管改良工事]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」の理解が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は、バリアフリー道路整備に関する理解を深めるため、研修等を実施する。</p> <p>また、平成 24 年 2 月 16 日開催の下水道事業の本庁及び水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で説明し、関連する各所属において担当者への周知徹底を図り、その後平成 24 年 2 月 21 日に開催した係会議において事例を周知徹底した。</p> <p>なお、本現場については指摘を受けて、平成 24 年 1 月 11 日に「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に従って手直しを行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 設計</b></p>		
<p><b>イ 保育所の階段の手すり</b></p> <p>本工事は、須磨区における保育所の建設工事である。</p> <p>施設計画では、建物の1階で0歳～1歳児、2・3階で2歳～5歳児を保育することとしている。このため、2・3階で保育を受ける幼児は、主に階段を利用して保育室まで行く必要があり、その階段は幼児等の対面の昇降に対応するため両側に2段手すりを設置している。</p> <p>しかし、本工事では1階から上階にいく階段の片方において踏み面3段分の手すりがなく、この部分で幼児等が手すりを使うことができない設計となっていた。</p> <p>幼児の身体特性と主動線を考慮し適切に設計すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.55 須磨保育所建設工事]</p>	<p>これは、階段の手すりについて、国土交通省により制定されている「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」に基づき、手すりを起点から終点まで連続して設置するといった観点に照らして、設計図の検討や工事監理における施工図の検討が不十分であったことが原因である。</p> <p>これまでにも設計者がバリアフリーに十分配慮するよう課の研修等を実施してきたところであるが、バリアフリーに関する知識をさらに深めるために、平成24年3月5日、8日に課内研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>本件については、平成24年4月7日に手すりがない3段分に、自立式手すりを設置する是正を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 設計</b></p>		
<p><b>ウ 学校プール設備の設計</b></p> <p>本工事は、長田区における小学校校舎改築に伴う機械設備工事である。</p> <p>プールの設計は、プール躯体に関しては建築設計担当課が行い、ろ過機設備・排水設備などに関しては躯体図面及び仕様をもとにして機械設備設計担当課が行っている。</p> <p>しかし、本工事では機械設備設計において建築設計図面及び仕様の確認を怠ったため以下の不具合が生じていた。</p> <p>建築設計図面及び仕様を十分に確認し設計すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) プール用シャワー設備を建築工事として設計し発注しているにもかかわらず、機械設備設計でも設計し発注していた。</li> <li>2) 建築設計ではろ過設備と排水設備の機能をあわせもった配管金物を用いていたにもかかわらず、機械設備設計ではそれぞれの設備の専用の配管金物があるとして設計し発注していた。</li> </ol> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.73 丸山小学校校舎改築他機械設備工事]</p>	<p>これは、従来の仕様を踏襲し、大幅な変更はないものと思ひ込み、十分な確認および連絡調整を行わなかったことが原因である。</p> <p>今後、設計におけるこのようなミスを無くするため、平成 24 年 2 月 24 日の課内会議において、関連する工事について、設計者間での綿密な調整を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>今後も、課内会議などの機会をとらえ周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(2) 積算</b>		
<p><b>ア 埋戻工の施工条件誤り</b></p> <p>本工事は、下水処理場間ネットワーク化における垂水処理場の拡張工事であり、建物躯体築造のために基礎底面まで掘削し躯体のコンクリートを施工したのち土砂を段階的に埋戻していた。</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、土工における埋戻工は埋戻幅により4種類の条件に区分されており、選択する条件により使用する機械と施工効率が違うため、積算単価が異なっている。</p> <p>しかし、本工事では2段目以降の埋戻幅を「最小埋戻幅<math>\geq</math>4m」とすべきところを1段目と同様に「最大埋戻幅<math>\geq</math>4m」としていたため過大となっていた。</p> <p>現場の施工条件を把握し適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課) (建設局西水環境センター管理課) [No.10 垂水処理場東ろ過棟他築造工事(土木・建築)]</p>	<p>ご指摘の通り、埋戻工の埋戻幅にあわせ、適切な埋戻条件を選定すべきところ、その選定を誤って積算をしたこと及び照査が不十分であったことが原因である。</p> <p>こうした誤りをなくすため平成24年2月16日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で本事例を説明し、関係部署に周知した。その後、設計担当課では平成24年3月8日に、監督担当課においては平成24年2月17日に係会議を開き、積算および照査する担当者に周知徹底した。</p> <p>今後は、設計、積算における十分なチェックを心がける。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>イ 鋼矢板施工における積算基準書の見誤り</b></p> <p>本工事は、長田区において既設の雨水幹線を集約する遮集幹線を推進工法で築造する工事である。</p> <p>推進工法では発進箇所と到達箇所に立坑を掘削する必要があり、立坑には鋼矢板による土留めを施していた。工事箇所は転石の多い土質であったため、積算は硬質地盤にも対応できる「国土交通省土木工事標準積算基準書」の鋼矢板の油圧圧入引抜工を準用していた。</p> <p>しかし、本工事ではこの工法の積算にあたって、圧入長に対する1日当たり施工数量を示す歩掛表の欄を1ランク見誤ったために、過小となっていた。</p> <p>積算基準書をよく確認し適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課) [No.24 南駒栄遮集幹線築造工事(その2)]</p>	<p>ご指摘の通り、鋼矢板の油圧圧入引抜工の積算において、積算基準書にある矢板圧入長ごとの日当たり施工枚数を1ランク見誤ったために積算が過小となっていた。</p> <p>本指摘事項が発生したのは、積算の際の不注意および照査が不十分であったことが原因である。こうした誤りをなくすため平成24年2月16日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で本事例を説明し、関係部署に周知した。その後設計担当課において平成24年3月1日に係会議を開き、積算および照査する担当者に周知徹底した。</p> <p>今後は、設計、積算における十分なチェックを心がける。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>ウ 盛土法面整形の条件選択誤り</b></p> <p>本工事は、垂水区の下水処理場において処理水冷却用の修景池を設けるために行う大規模な造成工事であり、堤体を仕上げるために法面を整形している。</p> <p>盛土では、雨水の浸食等に対して法面を安定させるため土羽を整形する場合と土羽整形に併せて法面保護工を同時に施工する場合があります、本工事では盛土と同一材料により土羽を整形していた。</p> <p>しかし、本工事の積算では盛土と土羽が同一材料である場合は機械による「削り取り整形」とすべきところ、条件選択を誤り「築立整形」としていたため過大となっていた。</p> <p>現場の施工条件を把握し適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局西水環境センター管理課) [No.11 垂水処理場場内整備工事(その3)]</p>	<p>ご指摘の通り、盛土と土羽が同一材料である場合は機械による「削り取り整形」とすべきところ、その選定を誤って積算をしたこと及び照査が不十分であったことが原因である。</p> <p>こうした誤りをなくすため平成 24 年 2 月 16 日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で本事例を説明し、関係部署に周知した。その後、平成 24 年 2 月 17 日に係会議を開き、積算および照査する担当者に周知徹底した。</p> <p>今後は、設計、積算における十分なチェックを心がける。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>エ 表示装置等の採用単価の誤り</b></p> <p>本工事は、長田区における中学校の耐震補強他電気設備工事である。</p> <p>工事担当課では、太陽光発電システムの「表示装置」「計測装置」「日射計」「気温計」の4品目（以下、「表示装置等」という。）の単価について、あらかじめメーカーから調査価格を徴集し、調査価格をもとに共通単価を定めていた。</p> <p>しかし、本工事では表示装置等の単価を共通単価ではなく、誤って調査価格のまま採用したため過大となっていた。</p> <p>採用単価について十分確認し適切に積算すべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部設備課）</p> <p>[No.78 高取台中学校耐震補強他電気設備工事]</p>	<p>これは、課内で共通利用する目的で作成した単価資料において、各社から徴集した調査価格の最低値を「採用単価」と表記し、共通単価の記載がなかったため、これを共通単価として定められたものと、思い込んだことが原因である。</p> <p>今回の「小中学校への太陽光発電設備の設置」のように、複数の工事で同一仕様の機器を発注する場合、非常に希であるが、単価を統一する必要から、共通単価表を作成することがある。</p> <p>今回の結果を重く受け止め、平成24年2月24日の課内会議において、その運用方法について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>今後は、共通単価表の作成においては、誰が見ても誤認することのない明確な表記方法を心掛けるとともに、課内会議などの機会をとらえ、その運用方法について周知徹底を図るよう努める。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
<p><b>オ 汚水管基礎材の二重計上</b></p> <p>本工事は、兵庫区遠矢浜地区に雨水幹線を築造し、併せて汚水管も布設する工事である。</p> <p>汚水管は雨水幹線を施工するための土留め工の中に雨水幹線と平行して布設することとしている。</p> <p>しかし、本工事では雨水幹線の埋戻材の計上にあたって、汚水管周りの基礎材（共に再生砕石）を控除していなかったため二重計上となっていた。また、基礎材の投入条件を「機械投入」とすべきところ「人力投入」としていたため、過大となっていた。</p> <p>現場の施工条件を十分把握し、積算基準に基づき適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[No.23 遠矢浜雨水幹線他築造工事(その5)]</p>	<p>ご指摘の通り、汚水管周りの基礎材の数量の計上を誤り、加えて投入条件の選択を誤ったため過大となっていた。</p> <p>本指摘事項が発生したのは、積算の際の不注意および照査が不十分であったことが原因である。</p> <p>本工事においては、請負人と協議し、平成 24 年 5 月 7 日の設計変更で是正した。</p> <p>こうした積算の誤りをなくすため、平成 24 年 2 月 16 日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で本事例について説明し、関係部署へ周知した。その後設計担当課において平成 24 年 3 月 1 日に係会議を開き、積算および照査する担当者に周知徹底した。</p> <p>今後は、設計、積算における十分なチェックを心がける。</p>	措置済



指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
<p><b>カ 仮設副部材の数量誤り</b></p> <p>本工事は、北区の武庫川水系の普通河川の改修工事である。本工事箇所は両側に民家があつて拡幅の余地がないことから、ボックスカルバートによって流下能力を高めることとしている。</p> <p>ボックスカルバートの据付のためには、鋼矢板・H型鋼・副部材などの仮設材で土留めを先行施工する必要がある。「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、副部材の数量は主部材（切梁、腹起し等、本工事ではH型鋼）の数量に一定率を乗じて計上することとしている。</p> <p>しかし、本工事ではH型鋼だけでなく鋼矢板も主部材としていたために、副部材の数量が過大となっていた。</p> <p>積算基準に基づき適切に積算すべきである。 (建設局北建設事務所) [No.31 数合谷川改修工事]</p>	<p>ご指摘の通り、副部材数量を算出する際に、切梁、腹起し等のH型鋼の主部材数量に一定率を乗じて算出すべきところを、鋼矢板も主部材として入れていたために、副部材の数量が過大となっていたものである。</p> <p>これは、設計コンサルタントから提出された数量計算書が誤っていたこと及び事務所内でのチェック体制が十分に機能していなかったことが原因で、今後は、設計コンサルタントへの指導及び照査の徹底と、設計書作成及び照査について、十分注意するよう平成24年2月23日に事務所内で勉強会を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、本工事着工に先立ち、調査ボーリングを実施しており、土留め根入れ部において岩が確認されたことから、鋼矢板を使用しない親杭横矢板工法として工法を変更し、数量も設計変更で対応した。</p> <p>また、建設事務所内での勉強会に加え平成24年4月13日に河川事業を担当する職員を全員集め、河川事業に対する指摘内容や指摘・意見等に対する統一な考えを示す事務連絡などの勉強会を行い、周知徹底を図った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(2) 積算</b>		
<p><b>キ 仮設鋼材材料費の二重計上</b></p> <p>本工事は、灘区の老朽化した雨水幹線の耐震化等のため、新たにボックスカルバート等を築造する工事である。</p> <p>雨水幹線の築造にあたっては、鋼矢板での土留めを施工していた。この鋼矢板について、当初は全て引き抜くこととしていたが、現場の地下埋設物の状況から切断して一部を引き抜かず、現場に残置することとした。この場合の積算方法として「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、切断して撤去する部分と残置する部分では計上方法が異なっている。</p> <p>しかし、本工事では撤去部分と残置部分をそれぞれ計上すべきところ、残置部分の数量を鋼矢板全体の数量としたため二重計上となっていた。</p> <p>詳細な照査を行い適切に積算すべきである。 (建設局東水環境センター)</p> <p>[No.22 高羽雨水幹線築造工事(その2)]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、積算の際の審査が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は、積算にあたっては、こうした積算方法の間違いをなくすため、積算及び審査する関係者について周知徹底し、十分なチェックを心がける。</p> <p>なお、平成 23 年 12 月 27 日に係会議を、平成 24 年 2 月 14 日に土木担当者会議を開き、周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>ク 主要資材（鉄骨・鉄筋）の数量誤り</b></p> <p>建築工事に係る工事費の算出においては、鉄骨、鉄筋、コンクリートなどその工事に必要な主要資材の数量をもとめ、これに単価をかけて積算する作業を行う。この数量の算出は、設計図面をもとに「建築数量積算基準」により算出することとしている。</p> <p>しかし、以下の工事では設計図面から正確に主要資材の数量の拾い出しをしていないことや、積算途中で数量の入力を誤っていたことにより違算となっていた。</p> <p>主要資材の数量算出と積算作業は正確に行うべきである。</p> <p>① 北区における小学校の耐震補強工事において、耐震補強に用いる鋼材を重複して計上していたため過大となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.59 有野東小学校耐震補強他工事その2]</p> <p>② 垂水区における幼稚園の耐震補強工事において、耐震補強に用いる鋼材の一部とアンボンドブレース現場建方費とが計上されていなかったため過小となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.57 奥の池幼稚園耐震補強他工事]</p> <p>③ 須磨区における保育園の建設工事において設計書を作成する際、鉄筋加工組立費にかかる鉄筋数量を、数量調書から誤った数字を設計書に入力したため過小となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 須磨保育所建設工事]</p>	<p>これら①及び②の鋼材の一部計上もれは、「建築数量積算基準・同解説」に基づき設計図面から正確に鋼材の数量の拾い出しをしていないことが原因である。</p> <p>②のアンボンドブレース現場建方費の計上もれ及び③は、数量調書から積算システムに数量を入力する際に誤って入力してしまったことが原因である。</p> <p>引き続きこうしたミスがないよう、平成 24 年 3 月 5 日、8 日に課内研修等を行い「建築数量積算基準・同解説」の理解を深めた。</p> <p>今後は、積算にあたっては、細心の注意を払って数量調書や内訳明細書の内容を十分に精査するとともに、課内で策定した「積算チェックリスト」の運用を徹底し、職員相互の照査を確実に行うなど十分なチェックを心がける。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>ケ 設計図と積算の相違</b></p> <p>本工事は、中央区の中学校のグラウンドを人工芝生化する工事である。</p> <p>人工芝の下は排水のために5cmの透水性アスファルトと5cmの路盤碎石を敷く設計になっている。また、車両通路補強部は車両通行のために2倍の舗装厚となっている。</p> <p>しかし、本工事では使用する碎石を設計図でC-40（切込碎石）と表記しているにもかかわらず、設計書はRC-30（再生碎石）として積算していた。更に、車両通路補強部は10cmの舗装厚としているにもかかわらず、5cmの舗装厚として積算していたため過小となっていた。</p> <p>設計図と設計書が一致するよう注意を払うとともに、十分な照査を行うべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部技術管理課）</p> <p>[No.49 港島中学校グラウンド人工芝生化工事]</p>	<p>これは、資源の再利用やコスト削減の観点から設計・積算ともRC-30とすべきであった路盤材について、設計コンサルタントの図面がC-40（切込碎石）となっているものを見落とし、修正していなかった。また、舗装厚についても、車両通路として5cm厚から10cm厚（5cm×2層）に設計変更したにもかかわらず、単価修正をしていなかったことが原因である。</p> <p>再びこのようなミスが生じないように、平成24年2月17日に課内会議を開き、設計図と設計書の照査等について周知徹底を図るとともに、建設局技術管理室作成の「設計図書のチェックポイント」を基に、「設計図書のチェックリスト」を制定した。</p> <p>今後は、それに則って設計、照査を行い、その記録を原義と共に保管することとし、再発の防止を図る。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
<p><b>コ 運搬・積込機械の選択誤り</b></p> <p>本工事は、須磨区の市街地を流れる河川の河床を掘削・整備することによって流下能力を向上させる河川改修工事である。</p> <p>工事では既設河床を掘削するために仮栈橋を設置し、高水敷を利用して掘削残土を搬出することとしていた。</p> <p>しかし、本工事では4tダンプトラックが使用できる条件であるにもかかわらず、2tダンプトラックで積算していた。また、仮置場から中間処理施設への運搬にあたって積込機械の条件を0.8m<sup>3</sup>バックホウとすべきところ、0.45m<sup>3</sup>バックホウで積算していたため過大となっていた。</p> <p>現場の施工条件を把握し適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[No.29 妙法寺川改修工事その5]</p>	<p>ご指摘のとおり、4tダンプトラックでも安全に走行が可能のため、当初から現場の施工条件に適した施工機械を選定すべきであったものであり、また、仮置場での残土積込機械については、積算の際に選択が間違っていたものである。</p> <p>これらについては、設計変更にて対応しており、西部建設事務所においては、再発防止に向け、平成24年2月24日に工事担当者による勉強会を開催し、他事例も含め、今後同様のことが繰り返されることの無いよう、周知徹底を図った。</p> <p>また、建設事務所内での勉強会に加え平成24年4月13日に河川事業を担当する職員を全員集め、河川事業に対する指摘内容や指摘・意見等に対する統一な考えを示す事務連絡などの勉強会を行い、周知徹底を図った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
<p><b>サ 積算システム入力時の「処分費等」の条件指定</b></p> <p>本工事は、西区の河川で治水安全度を向上させるため河床を掘り下げる改修工事である。</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、再資源化施設への処分費、上下水道料金及び有料道路利用料については「処分費等」として、一定の割合、金額を超える処分費等を間接工事費の率計算の対象としないこととしている。これについて、土木積算システムでは、あらかじめシステムに登録されている単価を使用した場合は、上記の率計算の対象金額を自動で計算するようになっているが、登録されていない単価を使用する場合は入力時に「処分費等」として条件の指定を行う必要がある。</p> <p>本工事では、掘削した土砂を公共工事発生土受入地へ搬出することとしており、この受入地が新たに指定されたものであったことから、受入手数料（処分費）についてはシステムに登録されておらず独自で入力していた。</p> <p>しかし、入力時に「処分費等」としての条件の指定を行っておらず、本来間接工事費の率計算の対象から外れる部分まで率計算の対象となっていたため過大となっていた。</p> <p>積算システムを理解し適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局西建設事務所)</p> <p>[No.30 伊川改修工事(前開工区)その3]</p>	<p>ご指摘の通り、処分費を直接入力して積算する必要があったが、入力時に「処分費」としての条件指定を行っていなかったため、間接工事費が過大となっていたものである。</p> <p>これは、土木技術管理委員会の公共工事発生土受入施設の追加に伴う積算上の取扱いに関する通知について、事務所内で供覧をしていたが、設計者の認識が不足しており、設計時に反映できなかったこと及び事務所内でのチェック体制が十分に機能していなかったことが原因で、今後はこのようなことがないよう技術職員に対して積算システムの理解及び積算上の通知等の周知徹底を図った。</p> <p>具体的には、平成 24 年 2 月 9 日、建設事務所内の土木職員に説明を行い、周知徹底した。</p> <p>また、建設事務所内での勉強会に加え平成 24 年 4 月 13 日に河川事業を担当する職員を全員集め、河川事業に対する指摘内容や指摘・意見等に対する統一な考えを示す事務連絡などの勉強会を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、本指摘事項については、請負人と協議の上、適切な積算で設計変更を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>シ 共通費（機械工事）の違算</b></p> <p>「神戸市機械設備工事積算基準」によれば、共通費は対象となる直接工事費を「一般工事費」、「労務費の比率が著しく少ない工事費」、「その他工事費」等に区分し、それぞれの工事費に該当する区分で共通費を算出することとしている。</p> <p>しかし、以下の工事では直接工事費が適切に区分されていなかったため、共通費を誤って算出していた。</p> <p>積算基準に基づき適切に積算すべきである。</p> <p>① 「労務費の比率が著しく少ない工事費」とすべき一部の工事費を「一般工事費」としたことによる過大と、「一般工事費」とすべき一部の工事費を「労務費の比率が著しく少ない工事費」としたことによる過小があったもの</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.71 須磨保育所建設機械設備工事]</p> <p>[No.83 (仮称)デザイン・クリエイティブセンター KOBE 整備機械設備工事]</p> <p>② 「その他工事費」とすべき一部の工事費を「一般工事費」や「労務費の比率が著しく少ない工事費」としたため過大となっていたもの</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.81 明親小学校空調設備改修工事]</p> <p>[No.73 丸山小学校校舎改築他機械設備工事]</p> <p>③ 「一般工事費」とすべき一部の工事費を「その他工事費」としたため過小となっていたもの</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.68 神戸市危機管理センター新築空調和設備工事]</p>	<p>これは、積算時の不注意による誤りが原因である。</p> <p>このような不注意による誤りを無くすため、平成 24 年 2 月 24 日の課内会議において、あらためて工事区分に関する再確認を行い、確認不足の防止を図るよう周知徹底を図った。</p> <p>今後も課内会議などの機会をとらえ周知徹底を図るとともに、十分なチェックを心がけていく。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(3) 契約</b></p>		
<p><b>ア 設計変更契約図書の不備</b></p> <p>本工事は、中央区における庁舎新築に伴う電気設備工事である。</p> <p>工事における設計変更は、原設計と対比して追加・変更となる内容（項目、仕様、数量等）を設計書、図面、特記仕様書により明示する必要がある。</p> <p>しかし、本工事では追加した弱電設備の図面（弱電設備 4～7 階平面図）が漏れていたため不適切な設計変更図書での契約となっていた。</p> <p>契約図書は十分確認し適切に処理すべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部設備課） [No.69 神戸市危機管理センター新築電気設備工事]</p>	<p>これは、設計変更図をとりまとめる際、必要な図面の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>設計変更項目については請負人と相互に確認を行っており、変更金額の算定については問題がなかったとはいえ、設計変更図面としては不備のあるものとなっていた。</p> <p>今後このような不注意による誤りを繰り返さないよう、平成 24 年 2 月 24 日の課内会議において、変更図面の再確認について周知徹底を図った。</p> <p>今後も、変更図面の添付確認については十分に行うよう、課内会議などの機会をとらえ周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>	<p>措置済</p>



指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(3) 契約</b></p>		
<p><b>イ 下請負人届の提出</b></p> <p>「神戸市工事請負契約約款」の規定によれば、請負人は下請負人を決定したときは、直ちに本市にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならないとされている。この規定に基づく下請負人届について、当初は遅くとも契約月の翌々月の月末までに提出し、下請負人の追加・変更などがあった場合には速やかに提出することとしている。</p> <p>しかし、以下の工事では下請負人届が規定通りに提出されていなかった。</p> <p>約款に基づき、提出させるように請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>① 長田区における小学校の校舎改築に伴う電気設備工事において、下請負人届（当初）の提出期限から7ヶ月を要したもの (都市計画総局建築技術部設備課) [No.74 丸山小学校校舎改築他電気設備工事]</p> <p>② 中央区における庁舎新築に伴う電気設備工事において、下請負人が追加・変更されているにもかかわらず下請負人届（変更）を提出していなかったもの (都市計画総局建築技術部設備課) [No.69 神戸市危機管理センター新築電気設備工事]</p> <p>③ 垂水区における下水処理場の電気設備工事において、下請負人届（当初）は「使用する予定であるが未定」で提出されていたが、その後下請負人を使用していたにもかかわらず、下請負人届（変更）の提出に6ヶ月以上を要したもの (建設局西水環境センター管理課) [No.33 垂水処理場東1系水処理電気設備工事]</p>	<p>①②（都市計画総局）</p> <p>下請負人届は提出先が経理課となっており、請負人の失念が原因ではあるが、監督員の指導が十分でなかったことも要因であった。</p> <p>今後このような手続きの不備を繰り返さないよう、平成24年2月24日の課内会議において、下請負人届の手続きの再確認を行い、監督員の役割についても周知徹底を図った。</p> <p>今後は、監督員としても、工事の定例会議や個別打合せ等の機会を捉え、請負人に対し継続的に適切な書類の提出を指導する。</p> <p>③（建設局）</p> <p>本指摘事項が発生したのは、全ての下請負人が決定されるまで、下請負人届が提出されなかったことが原因である。</p> <p>今後は、施工体制台帳を確認する際に、適切に下請負人届の提出状況を確認するよう徹底する。</p> <p>また、平成24年3月1日に『機械・電気設計監督担当者勉強会』を開催して、指摘事項について説明し、各所属の機械・電気担当者に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>ア 防火区画の貫通処理</b></p> <p>本工事は、長田区の処理場における中央監視室より中央区のポンプ場を遠方監視するための設備工事である。</p> <p>本工事の中央監視室とダクトスペースの間の壁は防火区画と定めており、図面においても防火区画処理を行う箇所として図示していた。また、「建築基準法施行令」によれば、防火区画を貫通する配電管等の構造は、それぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造るか、又は国土交通大臣の認定を受けた工法で造ることとされている。</p> <p>しかし、本工事では光ケーブルの保護管として不燃材料でない合成樹脂製可とう電線管を採用していたにもかかわらず、その配電管のまま防火区画を貫通していた。</p> <p>法令に基づき適正に施工すべきである。</p> <p>(建設局中央水環境センター施設課)</p> <p>[No.44 宇治川ポンプ場遠方監視制御設備工事]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、監督員・請負人双方において、防火区画処理の方法について認識が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後、防火区画の貫通処理にあたっては、国土交通大臣の認定工法により施工していることを事前に確認し、施工後の確認も確実に実施するよう徹底する。</p> <p>また、平成24年3月1日に『機械・電気設計監督担当者勉強会』を開催して、指摘事項について説明し、各所属の機械・電気担当者に周知徹底した。</p> <p>なお本件については、請負業者と調整し、平成24年3月に適正な工法にて施工した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<b>イ 建設リサイクル法の事後届出</b> <p>本工事は、東灘区における六甲アイランド内の汚水を処理場に送水するための中継ポンプ場の電気設備工事である。</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）第 10 条では、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が工事に着手する日の 7 日前までに必要事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を届け出なければならないとされている。</p> <p>しかし、本工事では工事完成後に届け出を行っていた。</p> <p>法令を遵守し適正に処理すべきである。</p> <p>((財)神戸市都市整備公社下水道事業運営部向洋管理事務所)</p> <p>[No.98 向洋ポンプ場沈砂池動力制御設備工事]</p>	<p>建設リサイクル法に対する理解不足と書類管理の不徹底から監督員が届出を失念し、これを組織として見逃したことが原因である。</p> <p>再発防止対策として、平成 24 年 2 月 28 日に所内全設備職員に対し本件内容を周知徹底するとともに、建設リサイクル法とその手続きについての職場内研修を実施した。</p> <p>また、工事着手時、現場着手前及び設計変更時の各段階で、主任監督員と担当監督員が手続きの進捗状況等の確認を行うことで情報を共有し、組織としてのチェック体制を強化することとした。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>ウ 運搬車両の過積載</b></p> <p>本工事は、須磨区での老朽化した污水管の改良や取替えを行う工事である。道路の掘削に伴う土砂・アスファルト殻・コンクリート殻は、建設副産物として中間処理施設へ搬出している。</p> <p>工事によって発生する建設副産物等の運搬にあたっては、法令を遵守し過積載とならないよう留意する必要がある。神戸市では過積載防止のため、請負人に自動車検査証の最大積載量と積載量が記載された伝票を比較した「搬出車両記録表」を毎月提出させる等の取り組みを平成22年10月より試行的に行っている。</p> <p>しかし、本工事では「搬出車両記録表」が作成されておらず、施工後に提出された搬出先の計量伝票と車両の最大積載量を比較すると、半数を超える車両で最大積載量を超過していた。</p> <p>過積載とならないよう請負人を指導し、法令遵守をより徹底するよう、積極的に過積載防止に取り組むべきである。</p> <p>(建設局中央水環境センター管理課)</p> <p>[No.17 東落合地区他污水管改良工事]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、請負人の法令遵守に対する意識が欠如していたこと及び請負人への指導が徹底できていなかったことが原因である。</p> <p>今後は、車両搬出記録表を作成するよう施工計画書の照査時に確認するとともに、毎月の運搬実績の報告時に請負人に指導するなど、過積載防止対策に取り組む。</p> <p>また、平成24年2月16日開催の「建設部会」で説明し、関連する各所属において担当者への周知徹底を図り、その後平成24年2月21日に開催した係会議において事例を周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>エ 産業廃棄物管理票の処理</b></p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、工事で排出される産業廃棄物について、請負業者はこれを適正に処分することが義務付けられており、適法な処分の確認のため産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認、保管する義務がある。</p> <p>一方、「神戸市建築工事特記仕様書」では、発注者は請負業者が産業廃棄物を適正に処理したことを確認するために、請負業者にマニフェスト（E票）の写しの提出を求めることになっている。</p> <p>しかし、本工事では小学校の耐震補強などで発生した廃材を産業廃棄物として処理していたが、マニフェストの原票は請負人が保管すべきところ、発注者がそれを受領し保管していた。</p> <p>法令を遵守し適正に処理すべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部建築課）</p> <p>[No.58 御影北小学校耐震補強他工事その2]</p>	<p>これは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する理解不足が原因である。</p> <p>マニフェストの写しの提出に関し、平成 24 年 3 月 5 日、8 日に課内研修を行い「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の理解を深めるとともに周知徹底を図った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、細心の注意を払って工事書類のチェックを行う。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>オ 工事实績情報の登録の遅延</b></p> <p>請負金額 500 万円以上の公共工事については、受注・変更・完成時に工事实績に関する情報を、(財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム(CORINS)に登録するよう「神戸市建築工事特記仕様書」に定められている。</p> <p>しかし、本工事では工事契約後 10 日以内に登録すべき受注時の登録が大幅に遅れていた。</p> <p>請負人を指導し適切に処理すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.54 神戸市危機管理センター新築工事]</p>	<p>これは、仮契約と本契約との日にちのズレや、別途解体工事の遅れと埋蔵文化財調査との調整などにより本格着工が 3 ヶ月遅れるなど、これらの要因が重なったことが請負人が期限内に登録することを失念させた原因である。</p> <p>引き続きこうしたことがないように、平成 24 年 3 月 5 日、8 日に課内研修で周知徹底を図るとともに、部内の工事書類受け渡しの確認のために使用する「工事カード」に提出期限等の注意事項を追記するなどの改訂を行った。</p> <p>今後このようなことがないように、工事関係書類の提出期限の十分なチェックを徹底する。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>カ 工事の安全管理</b></p> <p>工事の安全管理上、以下のような不適切な施工事例がみられた。</p> <p>平成 22 年度は工事事故が多発していることから、平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令された（平成 23 年度も継続中）。</p> <p>以下の事例は安全に係る不徹底であり、必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに、請負人への指導を厳重に行うべきである。</p> <p>① 長田区の小学校改築工事において、安全管理に不備があったもの</p> <p>1) 足場解体時において、作業のため足場の交さ筋かいははずしているが、安全帯を使用していないため落下の危険があった。</p> <p>2) クレーンが資材を作業用通路上空で運搬していたが、つり荷の下に人が入らないための誘導員等による合図・誘導が適切になされていなかった。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課) [No.56 丸山小学校校舎改築他工事]</p>	<p>① (都市計画総局)</p> <p>1) は、足場解体時に係る作業を効率的に行うための一時的な交さ筋かいの取り外しは、安全上問題ないと判断した作業員の墜落防止に関する認識不足と作業員への請負人の指導不足が原因である。</p> <p>2) は、当該工事の仮設用地が非常に狭小なため、上下重複作業における安全対策の徹底について、請負業者に当初より注意・指導を行っていたが、当日は、誘導員の安全に関する認識不足で、持場を離れる時間が短時間であることから安全上問題ないと判断したこと及び作業員への請負人の指導不足が原因である。</p> <p>これらの指摘については、平成 23 年 12 月 1 日の工事監査現地調査当日に請負人に対して、是正命令を行い、是正完了した。</p> <p>また、今後の安全対策の強化に関する方策の報告を求め、請負人から平成 23 年 12 月 9 日に安全対策の強化に関する報告があり、建築課としても、請負人に対してより一層の安全対策の強化に関する指導を徹底した。</p> <p>今回の安全対策に不備があった現状を真摯に受け止め、その背景を分析し、今後再発しないよう、平成 24 年 3 月 5 日、8 日に課内研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、建築課・設備課合同安全パトロール（年 6 回）に加え、抜き打ちでパトロールを行うなど、事故防止に取り組む。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<p><b>カ 工事の安全管理</b></p> <p>② 垂水区の漁港での防波堤等の整備工事において、コンクリート打設のために設置したわく組足場が、交さ筋かいのみで墜落防止のための「幅木」等が設置されていなかったもの  (産業振興局農政計画課)  (産業振興局農水産課)  [No.7 塩屋漁港改良工事その2]</p>	<p>② (産業振興局)</p> <p>幅木等の設置義務付けが追加された労働安全衛生規則の改正について、十分認識していなかったことが原因であり、平成 24 年 2 月 14 日に関係職員に周知徹底するとともに、当該工事の請負業者に対しても厳重注意を行った。</p> <p>さらに、平成 24 年 3 月 14 日、農政計画課及び農水産課の工事担当者に合同で研修を実施し、安全対策の重要性について周知を図り、再発防止を徹底した。</p>	措置済



指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<p><b>カ 工事の安全管理</b></p> <p>③ 兵庫区の污水管の流向切替工事において、作業用の足場組立時に墜落防止の措置がなされていないなかったもの (建設局中央水環境センター管理課) [No.15 中部処理場流入渠他切替工事]</p> <p>④ 灘区の雨水幹線築造工事において、土留めの設置・解体時に墜落防止の措置がなされていないなかったもの (建設局東水環境センター) [No.22 高羽雨水幹線築造工事(その2)]</p> <p>⑤ 長田区の街路築造工事において、クレーン機能が付いていないパワー・ショベルを用途外使用していたもの (建設局西部建設事務所) [No.48 街路築造及び舗装工事(第2期)その2]</p>	<p>③④⑤ (建設局)</p> <p>③ 本指摘事項が発生したのは、作業用足場板等の設置途中における墜落防止等の安全対策への配慮が欠けていたことが原因である。 今後は、作業用足場板の組み立て時にも墜落防止措置をとることを請負人に対して周知徹底し、施工計画段階や現地確認などにより、十分なチェックを心がける。 また、平成24年2月16日開催の「建設部会」で説明し、関連する各所属において担当者への周知徹底を図り、その後平成24年2月21日に開催した係会議において事例を周知徹底した。 (建設局中央水環境センター管理課)</p> <p>④ 本指摘事項が発生したのは、転落の防止に関して、請負人に対して指導が十分でなかったことが原因である。 今後は、転落の危険のある作業時には必要な安全対策を実施するよう請負人への指導を徹底し、十分なチェックを心がける。 なお、平成23年12月27日に係会議を、平成24年2月14日に土木担当者会議を開き、周知徹底した。また、平成24年2月22日の請負人を集めた工事連絡会において、施工中の請負人に再指導した。 (建設局東水環境センター)</p> <p>⑤ 今回の事象を踏まえ、施工業者に対して厳しく指導を行うと共に、再発防止に向け、西部建設事務所においては平成24年2月24日に、都市計画総局においては平成24年3月7日に工事担当者による勉強会を開催し、今後同様のことが繰り返されることの無いよう、建設機械の適正な使用方法等の周知徹底を図った。 (建設局西部建設事務所)</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<p><b>キ 安全訓練の実施</b></p> <p>建設現場における労働災害は作業者の小さな不注意で発生することが多い。「神戸市土木工事共通仕様書」によれば、工事中の安全対策の一環として、作業者全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修や訓練を実施し、その実施状況を提出するよう定めている。</p> <p>しかし、以下の工事では安全に関する研修や訓練の実施状況に不十分なものがみられた。</p> <p>平成 22 年度は工事事故が多発していることから、平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令された（平成 23 年度も継続中）。</p> <p>安全に関する研修や訓練は工事事故予防のための重要な対策であることを踏まえ、適切に実施されていることを確認し、必要に応じ請負人を指導すべきである。</p> <p>① 日々の安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）・KY（危険予知）等の時間を安全に関する研修や訓練の時間として含めていたため、月当たり、半日以上時間を割当てなければならない研修や訓練として時間が不足していたもの</p> <p>（建設局中央水環境センター管理課）</p> <p>[No.16 妙法寺川汚水幹線布設工事]</p>	<p>①（建設局）</p> <p>本指摘事項が発生したのは、安全に関する訓練や研修の内容について、認識が不足していたことが原因である。</p> <p>今後は、工事事故防止のために、適切な内容により、月当たり半日以上時間を割当てて、安全に関する訓練や研修を実施するよう指導を徹底する。</p> <p>また、平成 24 年 2 月 16 日開催の「建設部会」で説明し、関連する各所属において担当者への周知徹底を図り、その後平成 24 年 2 月 21 日に開催した係会議において事例を周知徹底した。</p> <p>さらに、本現場については指摘を受けて、平成 23 年 12 月より月当たり半日以上時間を割当てて、安全に関する訓練や研修を実施していると同時に、月 1 回、請負人から報告書を提出させて内容を確認している。</p> <p>（建設局中央水環境センター管理課）</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>キ 安全訓練の実施</b></p> <p>② 作業員全員が参加しなければならないところ、主たる下請負人が参加していなかったもの (都市計画総局建築技術部技術管理課) [No.50 夢野の丘小学校運動場整備工事]</p>	<p>② 都市計画総局</p> <p>これは、請負人から提出された安全訓練実施報告書で参加者の確認を怠っていたことが原因である。</p> <p>再びこのようなことが生じないように、平成 24 年 2 月 17 日に課内会議を開き、提出された安全訓練実施報告書により、実施状況と参加者が施工体系図に適合しているかの確認を行い、参加すべき作業員が参加していない場合は、参加させるよう指導することについて周知徹底を図った。</p> <p>また、従来から安全訓練の実施について工事打合簿により指導していたが、今後は、従来の指導内容に「関係する下請負人も含めて安全訓練に参加する」ことと、「毎月ごとの安全訓練実施後、土、日、祝祭日を除く 3 日以内に提出する」ことを付加えて指導する。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(5) 検査</b>		
<p><b>ア 誤った履行検査</b></p> <p>本業務は、東灘区総合庁舎の運転・監視及び日常点検・定期点検並びに保守業務を行うものである。</p> <p>仕様書では、業務の実施前に年間の業務を月ごと及び業務内容ごとに内訳金額を記載した「支払内訳書」を提出することとしており、また毎月の出来高支払い方法は、「業務の記録」の確認による履行検査を行い、合格した後に請負人の請求により「支払内訳書」にもとづいた金額を支払うこととしている。</p> <p>しかし、9月の履行検査時には中央監視設備の保守点検業務が未実施であったにもかかわらず、業務の実施前に提出された「支払内訳書」に記載があったため点検業務が完了したと見誤っていた。</p> <p>保守点検業務報告書などの「業務の記録」を確認し適切な検査をすべきである。</p> <p>なお、その点検業務は次月に実施されていた。 (東灘区まちづくり推進部総務課) [No.89 東灘区総合庁舎総括管理業務]</p>	<p>① 業務の名称の統一の徹底</p> <p>業務報告書（管理報告）、支払内訳書、納品書、請求書に用いられる業務について名称を統一して記載するように口頭で請負人を指導した。</p> <p>② 業務実施内容が変わる場合の連絡の徹底</p> <p>請負人に対し業務の実施方法・実施時期等が変わる場合、その内容を事前に連絡するとともにその内容を反映させた訂正済みの支払内訳書を提出するように口頭で請負人に求めた。</p> <p>③ 業務報告書(管理報告)、支払内訳書、納品書、請求書を複数で照合</p> <p>本来、行うべき履行の確認がしっかりとできていなかったことが最大の原因である。同じことを繰り返さないために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、業務担当者(履行確認の立会者)およびその上司(検査員)によって、業務報告書と訂正分の支払内訳書との照合を確実にを行う。</li> <li>・つぎに、支払担当者およびその上司によって、納品書、請求書、訂正分の支払内訳書の照合を確実にを行う。</li> </ul> <p>こととし、それぞれ口頭で担当者に伝えた。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(6) 維持管理</b></p>		
<p><b>ア 消防点検の点検期間</b></p> <p>本業務は、中央区、兵庫区、長田区、須磨区の学校園及び教育施設における消防設備等の機器の点検を行うものである。</p> <p>消防設備等の点検期間は、「消防法」及び「消防法施行規則」に基づいた「消防庁告示」によって定められており、屋内消火栓設備は、機器点検は6ヶ月、総合点検は1年である。</p> <p>しかし、本業務では兵庫区の中学校において、屋内消火栓設備（体育館棟）の点検の際、ポンプ室の扉の不具合により、ポンプ室内に立ち入ることができなかつたため、屋内消火栓設備のポンプに関する機器点検及び総合点検ともに法令に基づいた点検を行っていなかった。</p> <p>法令に基づき適正に点検すべきである。                  (教育委員会事務局総務部学校整備課)                  [No.91 学校園他消防用設備等点検業務(その2)]</p>	<p>これは学校施設管理者である校長が消防用設備点検の重要性の認識を不足していたこと、同じく報告を受けていた当課においても確認が不十分であったことも原因であると考えます。今回のご指摘を受け校長に対しその重要性を説明すると共に、扉が固着しての開閉不具合解消とポンプの点検を実施しました。</p> <p>学校園に対しての平成24年度予算説明会において指摘事項についての適切な対応の説明を実施しました。(平成24年4月11日～13日及び16日に開催)</p> <p>また、夏季技術研修会(平成24年7月27日及び30日の両日で開催)において、消防用設備点検報告書に不良箇所の指摘がある場合は速やかに改善を行なうよう周知を図ると共に、法定点検の認識を高めて行く内容や改修方法の説明を実施しました。</p> <p>なお、当学校整備課においても不良箇所一覧表の様式を決め点検業者より提出をさせ点検状況を把握し学校での改修を援助できるよう見直しを行ないました。</p>	<p>措置済</p>